第八十九条中第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　都道府県は、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該分析の結果を勘案して、都道府県障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

第八十九条の二の次に次の二条を加える。

（障害福祉計画の作成等のための調査及び分析等）

第八十九条の二の二　主務大臣は、市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者等の福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報（第三項において「障害福祉等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとするとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

一　自立支援給付に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は障害支援区分別の状況その他の主務省令で定める事項

二　障害者等の障害支援区分の認定における調査に関する状況その他の主務省令で定める事項

三　障害福祉サービス又は相談支援を利用する障害者等の心身の状況、当該障害者等に提供される当該障害福祉サービス又は相談支援の内容その他の主務省令で定める事項

四　地域生活支援事業の実施の状況その他の主務省令で定める事項

2　市町村及び都道府県は、主務大臣に対し、前項第一号又は第二号に掲げる事項に関する情報を、主務省令で定める方法により提供しなければならない。

3　主務大臣は、必要があると認めるときは、市町村及び都道府県並びに第八条第二項に規定する事業者等に対し、障害福祉等関連情報を、主務省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

（連合会等への委託）

第八十九条の二の三　主務大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る事務の全部又は一部を連合会その他主務省令で定める者に委託することができる。

附則第二条第二項中「入所する」を「入所又は入居をする」に改める。

附則第十八条の見出し中「特定施設入所障害者」を「特定施設入所等障害者」に改め、同条第二項中「又は同法」を「、救護施設」に改め、「と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所し、又は入所又は入居をした」を削り、「又は入居をした」を「若しくは入居をした」と、同条第五項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入所又は入居をした」に改める。

附則第三十九条第一項中「附則第三十五条の規定による改正後の」及び「（以下この条及び附則第四十一条において「新法」という。）」を削り、「）に入所して」を「障害者支援施設」という。）に入所して」に、「）に入所し」を「障害者支援施設」という。）に入所し」に、「又は生活保護法」を「、救護施設」に改め、「と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所又は入居をした」を削り、「又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」を「若しくは入居をした」に改め、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた新法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号。附則第五十六条第二項において「令和四年改正法」という。）第一条の規定による改正前の前項の規定により読み替えられた附則第三十五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この項及び附則第四十一条において「新法」という。）」に改める。

附則第五十六条第一項中「附則第五十二条の規定による改正後の」及び「（以下この条及び附則第五十八条において「新法」という。）」を削り、「）に入所して」を「のぞみの園」という。）に入所して」に、「）に入所し」を「のぞみの園」という。）に入所し」に、「又は生活保護法」を「、救護施設」に改め、「と、「入所前」とあるのは「入所又は入居の前」と、「特定施設に入所して」とあるのは「特定施設に入所又は入居をして」と、「入所した」とあるのは「入所し、又は入居をした」を削り、「又は入居をした」と、同条第四項中「入所して」とあるのは「入所し、又は入居して」を「若しくは入居をした」に改め、同条第二項中「前項の規定により読み替えられた新法」を「令和四年改正法第一条の規定による改正前の前項の規定により読み替えられた附則第五十二条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下この項及び附則第五十八条において「新法」という。）」に改める。

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「公共職業安定所」の下に「、障害者職業センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する障害者職業センターをいう。以下同じ。）、障害者就業・生活支援センター（同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加え、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）」を「同法」に改める。

第五条第十三項及び第十四項中「障害者」の下に「及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの」を加え、同条第十七項中「又は」を「若しくは」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行う」に改める。

第三十六条に次の三項を加える。

6　関係市町村長は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7　関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8　都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第四十一条の二第三項の表第四十九条第一項第一号の項中「第四十九条第一項第一号」を「第四十九条第一項第二号」に改め、同表第四十九条第一項第二号の項中「第四十九条第一項第三号」を「第四十九条第一項第四号」に改め、同表第五十条第一項第三号の項中「第五十条第一項第四号」を「第五十条第一項第五号」に改める。

第四十二条第一項中「公共職業安定所」の下に「、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター」を加える。

第四十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

第五十条第一項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したと認められるとき。

第五十条第三項中「前二項」を「第一項（第二号を除く。）及び前項」に改める。